

神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例

令和5年 神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるとともに、神奈川県後期高齢者医療広域連合における個人情報保護上必要な事項を定めることを目的とする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、広域連合長、選挙管理委員会及び監査委員をいう。

(登録簿)

第3条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した帳簿（以下「登録簿」という。）を備え付けなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務をつかさどる組織の名称
- (3) 個人情報取扱事務の目的
- (4) 個人情報として記録される項目（以下「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲
- (5) 個人情報の収集方法
- (6) 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (7) 個人情報を当該機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- (8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定は、法第74条第2項各号（第5号、第9号及び第11号を除く。）及び令第19条第3項各号の規定中「個人情報ファイル」とあるの

を「個人情報」と読み替えた場合における法第74条第2項各号（第9号及び第11号を除く。）の規定に掲げる個人情報を取り扱う事務については適用しない。

- 3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を登録簿に記載し、又は個人情報取扱事務を登録簿に掲載することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報取扱事務を登録簿に掲載しないことができる。
- 4 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 5 実施機関は、個人情報取扱事務登録簿に登録されている個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務を個人情報取扱事務登録簿から抹消しなければならない。
- 6 実施機関は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。
(開示請求に係る手数料)

第4条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。ただし、規則で定めるところにより、作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

第5条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。
(情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

第6条 実施機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会設置条例（令和5年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第 号。）第2条に規定する神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、又は意見を求めることができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合、その他の実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定め、あるいはその解釈につき疑義が生じた場合等として規則で定める場合

(死者に関する情報)

第7条 法第5章(第4節を除く。)の規定及びこの条例の規定(第4条及び第5条を除く。)は、死者に関する情報の取扱いについて準用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第1条第7号に掲げる規定(同法第51条の規定に限る。)の施行の日から施行する。

(経過措置)

第2条 次に掲げる者に係る改正前の神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第15条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

2 この条例の施行の日前に旧条例第19条、第32条又は第41条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第18条に規定する個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工

したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

5 前2項の規定は、本広域連合の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

第3条 この条例の施行前にした行為に対する旧条例第62条から第68条に規定する罰則の適用については、なお従前の例による。